

品川区立八潮南特別養護老人ホームおよび 品川区立八潮南認知症高齢者グループホーム指定管理者候補者の公募について

1. 趣旨

品川区立八潮南特別養護老人ホームおよび品川区立八潮南認知症高齢者グループホームは、平成23年5月1日に開設し、介護福祉施設サービス、短期入所生活介護、(介護予防)認知症対応型共同生活介護の各サービスを提供している。

開設以来、指定管理者制度を導入し、期間満了時に非公募で選定し、更新を行ってきた。しかしながら、現指定期間の満了をもって「当初の運営期間終了後、連続して10年」を経過することから、「品川区指定管理者制度活用に係る基本方針」に基づき、次期指定期間の指定管理者候補者を公募する。

なお、本施設は現在、増改築計画を進めており、ユニット型特別養護老人ホームを増築するとともに、認知症高齢者グループホーム定員拡大の整備等を行うため、増改築を含めた一体的な運営を行う。品川区立八潮南特別養護老人ホームおよび品川区立八潮南認知症高齢者グループホームの定員増加に伴う条例改正については、改めて議案を提出する。

2. 指定管理者が管理を行う施設の概要

(1) 名称

品川区立八潮南特別養護老人ホーム、品川区立八潮南認知症高齢者グループホーム

(2) 所在地

八潮五丁目9番2号

(3) 現指定管理期間 令和3年5月1日～令和8年4月30日(5年間)

(4) 新指定管理期間 令和8年5月1日～令和13年4月30日(5年間)

3. 指定管理者が行う業務

(1) 品川区立特別養護老人ホーム条例第3条に規定するサービスの提供に関する事

①介護福祉施設サービス

②短期入所生活介護

(2) 品川区立認知症高齢者グループホーム条例第3条に規定するサービスの提供に関する事

①認知症対応型共同生活介護

②介護予防認知症対応型共同生活介護

(3) 施設および設備の維持および修繕に関する事

(4) 施設および設備の使用に関する事

- (5) 利用料金の徴収に関すること
- (6) 地域交流スペースの運営、維持管理および使用料の徴収に関すること

4. 指定管理者候補者の選定

(1) 選定方法

品川区立八潮南特別養護老人ホーム、品川区立八潮南認知症高齢者グループホームは、それぞれ一体的な運営を行うため、一つの案件として公募型プロポーザル方式により指定管理者候補者を選定する。

(2) 選定委員会の設置

候補者の選定にあたっては、指定管理者候補者選定委員会等を設置する。

(3) 選定基準

候補者の選定にあたっては、次に掲げる事項を選定基準とする。

- ① 利用者の平等な利用およびサービスの向上を図るものであること
- ② 公の施設の適切な維持管理および管理に係る経費の縮減を図るものであること
- ③ 公の施設の管理を安定して行う物的能力および人的能力を有しているものであること
- ④ これらのほか、設置目的を達成するために十分な能力を有していること

5. 公募スケジュール

令和6年	8・9月	公募要項の公表 説明会の開催
	10月・11月	指定管理者候補者選定予備委員会・選定委員会 開催、選定
令和7年	2月	指定管理者の指定議案提出、議決
令和8年	4月	指定管理業務の協定締結
	5月	指定管理業務開始

6. 整備スケジュール（予定）

令和6年度	準備工事・増築工事 ※工事説明会 (令和6年8月および増築工事着工前に開催予定)
令和6～8年度	増築工事
令和8年度	増築棟開設
令和8～9年度	既存棟改修工事
令和9年度	既存棟開設